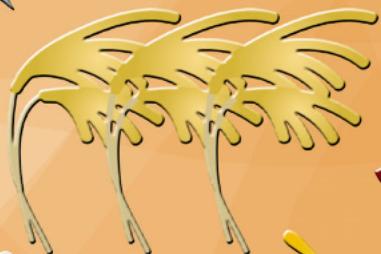
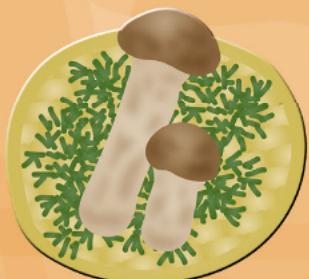
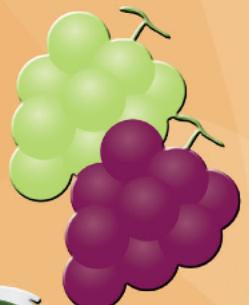


10月  
2017年  
(平成29年)  
No.688

# いとだ



## 実りの多い 飽きない“秋”到来



### 目次

- p.02 高齢者インフルエンザ予防接種
- p.03 国民健康保険からのお知らせ
- p.04~05 平成29年度 資産等報告書審査 意見書
- p.06 初盆返し
- p.06~07 くらしの情報館
- p.14 まちのわだい
- p.15 道の駅いとだ秋の2大まつり
- p.16 いとだ祭



# 国民健康保険からのお知らせ!

問合せ 住民課 国民健康保険係 電話26-1235



● 医療機関、薬局で  
もらつた領収書は  
大切に保管しましよう！

● 診療明細書は  
診療内容を知る  
ことができる大切な資料です！

● 医療機関や薬局では、領  
収書とは別に受けた診療内  
容がわかる「診療明細書」  
を交付しています。

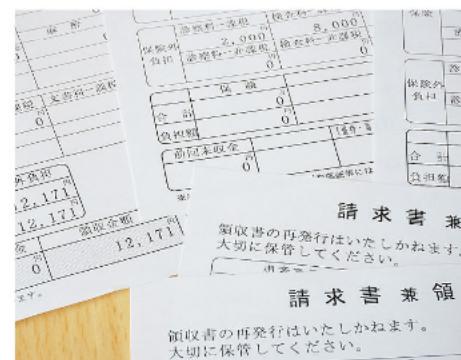
● 診療明細書には、初・再  
診、入院料、検査、投薬、  
注射などが項目ごとに詳し  
く記載され、どのような治  
療がおこなわれたか、何に  
どれだけの医療費がかか  
っているかを知ることができます。

● 領収書は皆さん、が医療費  
を支払った大切な証拠であ  
り、高額医療費の請求（高  
額の医療費を支払ったとき  
に自己負担限度額を超えた  
額の払い戻しを受けるため  
の手続き）や確定申告で医  
療費控除を受ける際の添付  
書類として必要です。大切  
に保管しましょう。

● 医療費通知を  
ご存知ですか？

国民健康保険などをはじめとする公的医療保険では、医療機関を受診した際、医療機関の窓口で医療費の一括支払うだけで医療を受けることができる。医療費の総額を意識しにくい仕組みになっています。

そこで、医療費負担の仕組みや健康について理解を深めてもらうため、2か月ごとに「医療費通知」（庄着式ハガキ）を国保世帯に送り、皆さんの医療費をお知らせしています。医療費通知を見て受診状況を振り返り、健康な体づくりや病気の早期発見、早期治療を心掛けてください。



● 医療機関、薬局で  
もらつた領収書は  
大切に保管しましよう！

● 診療明細書は  
診療内容を知る  
ことができる大切な資料です！

● 医療機関や薬局では、領  
収書とは別に受けた診療内  
容がわかる「診療明細書」  
を交付しています。

● 診療明細書には、初・再  
診、入院料、検査、投薬、  
注射などが項目ごとに詳し  
く記載され、どのような治  
療がおこなわれたか、何に  
どれだけの医療費がかか  
っているかを知ることができます。

● 領収書は皆さん、が医療費  
を支払った大切な証拠であ  
り、高額医療費の請求（高  
額の医療費を支払ったとき  
に自己負担限度額を超えた  
額の払い戻しを受けるため  
の手続き）や確定申告で医  
療費控除を受ける際の添付  
書類として必要です。大切  
に保管しましょう。

● 医療費通知を  
ご存知ですか？

国民健康保険などをはじめとする公的医療保険では、医療機関を受診した際、医療機関の窓口で医療費の一括支払うだけで医療を受けることができる。医療費の総額を意識しにくい仕組みになっています。

そこで、医療費負担の仕組みや健康について理解を深めてもらうため、2か月ごとに「医療費通知」（庄着式ハガキ）を国保世帯に送り、皆さんの医療費をお知らせしています。医療費通知を見て受診状況を振り返り、健康な体づくりや病気の早期発見、早期治療を心掛けてください。

● 医療機関、薬局で  
もらつた領収書は  
大切に保管しましよう！

● 診療明細書は  
診療内容を知る  
ことができる大切な資料です！

● 医療機関や薬局では、領  
収書とは別に受けた診療内  
容がわかる「診療明細書」  
を交付しています。

● 診療明細書には、初・再  
診、入院料、検査、投薬、  
注射などが項目ごとに詳し  
く記載され、どのような治  
療がおこなわれたか、何に  
どれだけの医療費がかか  
っているかを知ることができます。

● 領収書は皆さん、が医療費  
を支払った大切な証拠であ  
り、高額医療費の請求（高  
額の医療費を支払ったとき  
に自己負担限度額を超えた  
額の払い戻しを受けるため  
の手続き）や確定申告で医  
療費控除を受ける際の添付  
書類として必要です。大切  
に保管しましょう。



# 高齢者インフルエンザ 予防接種が始まりました

問合せ 糸田町保健センター 電話49-9020



## かかりつけの協力医療機関で接種できます

高齢者のインフルエンザ予防接種は、田川市郡内の協力医療機関および福岡県医師会に加入している協力医療機関で受けられます。まずは、かかりつけ医に相談してください。

インフルエンザは、ウイルスに感染することでおこります。初冬から春先に流行し、インフルエンザにかかった人の咳やくしゃみに含まれるウイルスや、空気中のウイルスを吸い込むことで感染します。予防はもちろん、ウイルスが体内に侵入してきてもやっつけることができる、丈夫な体づくりも重要です。栄養や休息をしっかりとましょう。

## 65歳以上の皆さんへ

高齢者がインフルエンザにかかると、肺炎などの合併症を起こしやすく、重症化しやすくなります。これを防ぐには、インフルエンザの予防接種を受けることも有効な手段です。満65歳以上の人を対象に予防接種法に基づく接種が受けられます。日頃、体の状態を診てもらっている医療機関で接種してください。

## 接種期間

10月1日(日)～平成30年3月31日(土)

## 対象者

- ①接種日に満65歳以上で接種を希望する人。
- ②60歳以上65歳未満で、心臓・じん臓または呼吸器の機能に、自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいを有する人と、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを有する人。

※上記以外の人は、任意接種(全額有料)になります。

## 接種料金

高齢者1人1回限り……1,000円

※生活保護受給者は無料です。

※2回目は任意接種になり、全額自己負担です。

## 接種の際は本人証明として

1. 健康保険証、運転免許証、介護保険証、その他、本人確認ができるもの。
2. ②の該当者は身体障害者手帳。
3. 生活保護受給者は医療受給券(診療依頼書)を必ず提出。



## 6 改善要望

- (1) 一定額を超えて保有する現金は資産等報告書に記載するよう求める。
- (2) 資産については、町内外問わず保有している資産の評価額を記載することとし、新たに取得した固定資産については取得金額を備考欄に記載し、取得原因と用途についても記載する。
- (3) 資産等報告書記入については年々改善されているが、基本的な事についての誤記や、一時的な収入とそれに伴う税等の記入漏れが目立つことから記載要領を参考にし、預貯金等の入金状況や確定申告書の写しを確認した上で記載する。
- (4) 借入金が多額にある場合は備考欄に用途を記載する。
- (5) 預貯金利息は種類や金額にかかわらず記載する。
- (6) 株式等の配当金及び資産の売却金についても収入欄に収入金額を記載する。
- (7) 土地、動産等の取得については、取得後の直近の資産等報告書にもれなく記載する。

## 8 資産等報告書記載事項一覧表【資産等の総額並びに年間収入額】

「土地・建物」 価格は固定資産税課税評価額とする。共有の場合は、本人の持分に換算した。  
 「預貯金」 普通預金及び定期預金とする。  
 「有価証券類」 株式・有価証券とも時価総額又、信託については、価格。不明のときは額面総額。

(単位：万円)

役職	氏名	土地 建物	預貯金	有価 証券類	その他	計	借入金	年間 収入額
町長	佐々木 淳	1,395	849	0	200	2,444	0	1,078
	(配偶者)	179	637	0	0	816	0	34
副町長	森下 慶治	1,081	814	618	0	2,513	0	938
	(配偶者・家族)	0	1,712	0	201	1,913	0	916
教育長	福澤 秀昭	2,606	252	0	427	3,285	0	889
	(配偶者・家族)	0	501	0	140	641	0	435
議長	井手元 正人	2,426	801	0	53	3,280	0	1,623
	(配偶者・家族)	5,547	1,143	0	0	6,690	0	1,869
副議長	中原詔 藏	708	169	0	78	955	412	579
	(配偶者)	0	20	0	0	20	0	109
議員	田中 隆之	407	0	0	30	437	1,109	338
議員	村上 秀二	0	213	0	10	223	0	519
	(配偶者)	207	10	0	35	252	0	104
議員	早麻 章三	1,265	4,144	1,270	5,254	11,933	0	762
	(配偶者・家族)	204	1,022	264	140	1,630	0	580
議員	竹田 照美	998	399	0	2,464	3,861	1,080	584
	(配偶者)	0	98	0	458	556	0	35
議員	山田 陽一	0	45	0	490	535	130	451
	(配偶者・家族)	45	102	0	0	147	0	65
議員	谷口 輝昭	252	111	0	130	493	298	383
	(配偶者・家族)	0	64	0	30	94	0	392
議員	小鳴 康子	0	55	0	0	55	0	355
	(配偶者)	538	41	0	87	666	625	712
議員	松瀬 征行	2,317	1,481	604	205	4,607	143	658
	(配偶者)	177	832	852	0	1,861	0	230
議員	松岡 久	923	193	100	438	1,654	0	1,147
	(配偶者・家族)	0	52	0	15	67	302	1,023
議員	城島 信幸	801	432	100	1,015	2,348	0	697
	(配偶者・家族)	0	47	0	0	47	0	0

(注) その他は、動産、ゴルフ会員権、貸付金の合計です。

## 7 政治倫理審査会の委員名簿

氏名	区分	備考
松尾 静二	税理士	会長
猪俣 誠子	町民	副会長
市川 俊司	弁護士	委員
加生 雅人	商工会	委員
松岡 忠文	町民	委員
藤本 恵美香	町民	委員
松本 由美子	町民	委員

### ※【資産等報告書】の閲覧について

○提出された資産等報告書及び意見書は、町民は、開庁時間内であればいつでも閲覧できます。  
 ◆問合せ 総務課 電話26-1231

# 平成29年度 資産等報告書審査 意見書

糸田町政治倫理条例により、町長等(三役) 及び町議会議員の「資産等報告書」に対して、政治倫理審査会より「意見書」が提出されましたので、その内容をお知らせいたします。

## 1 資産等報告書の提出状況及び記載状況

- (1) 資産等報告書提出義務者
  - ア 糸田町政治倫理条例第5条に定める資産等報告書提出義務者の町長・副町長・教育長及び議員12名の計15名は、平成29年5月31日までに資産等報告書を提出した。
  - イ 上記に係る提出義務者の配偶者14名及び被扶養者又は同居の親族13名の計27名の資産等報告書も全員提出した。
- (2) 資産等報告書の記載状況
  - 資産等報告書記載事項一覧表参照

## 2 審査の経過

当審査会は、平成29年6月27日から6回にわたって資産等報告書の審査を行った。

なお、審査の日時及び概要は、次のとおりである。

### ◆開催日時・場所

- ・第1回 6月27日(火) 午前10時～糸田町住民センター 研修室
- ・第2回 7月11日(火) 午前10時～糸田町住民センター 研修室
- ・第3回 7月25日(火) 午前10時～糸田町住民センター 研修室
- ・第4回 8月1日(火) 午前10時～糸田町住民センター 研修室
- ・第5回 8月9日(木) 午前10時～糸田町住民センター 研修室
- ・第6回 8月22日(火) 午前10時～糸田町住民センター 研修室

### ◆審査の概要

- 審査方法等の基本事項確認
  - ・審査会の日程、運営について
- 書面審査
  - ・平成25年度～29年度の5年間の全項目との比較対照
  - ・資産等報告書の記載事項を精査
- 疑問点等の審査
  - ・照会内容に対する回答の審査

### ○審査全般を通じた意見集約

- 意見書作成方針検討
  - ・意見書の審議決定
  - ・意見書の提出方法と時期
- ◆意見書提出
  - 9月6日(水) 午前10時～

## 3 審査の方法

平成29年6月27日、第1回会議において決議した方針に基づき、次のとおり資産等報告書の審査を行った。

- (1) 平成25年度～29年度の5年間の全項目にわたる比較表を個別に作成するとともに、照会内容及び回答により審査の効率化を図った。

- (2) 記載内容が前年と顕著な違いのある項目及び収入(給与、報酬、事業所得等)、固定資産(土地、建物)、税等の関係を重点に精査した。

- (3) 資産等報告書の内容に疑問点が生じたときは、提出義務者に照会を行い、その回答を得て精査した。

## 4 審査の結果

- (1) 資産等報告書提出義務者総数42名のうち、15名について28件の照会を行い、何れも期日までに回答がなされ、審査会はこれを了承した。

- (2) 照会内容の多くは、誤記又は記載不備によるものであった。

- (3) 今回の審査では、資産等の不当な変動は見当たらず疑問点についても照会による回答によって解消された。

## 5 付属意見

- (1) 資産等報告書の審査は、今回が20回目であり、記載内容については毎年意見書での指摘によって改善されている。
- (2) 住宅新築資金等貸付金について、下記議員において償還期限が過ぎた滞納分の分割返済が行われているが、重疊的債務引受けについては、未だ返済が滞っていることは遺憾である。早期返済に向けて更なる取り組みを強化し、なお一層の努力を要望する。

借入者	貸付月日	貸付額	滞納額(元利計)	備考
A議員	S59.3.10	6,200,000円	1,175,481円	25年償還

重複的債務引受け人	債務引受け日	貸付月日	貸付額	滞納額(元利計)	備考
A議員	H16.3.8	S57.8.9	6,200,000円	7,870,177円	25年償還
	H16.3.8	H5.2.5	1,600,000円	2,053,840円	25年償還

※重複的債務引受け：  
 引受け人が、従来の債務者と同一内容の債務を並存的に引き受け、従来の債務者もそのまま債務を負担すること。

- (3) 資産等報告書の提出にあたっては下記の点に留意していただきたい。

- ア 確定申告書や課税明細書の写し等裏付けとなる関係資料を添付する。

- イ 今年度の照会内容は、次年度の資産等報告書作成時の参考にする。

- ウ 前年度と比較し、記載内容に顕著な違いがあるときは、備考欄に経緯を具体的に記入する。

- エ 報酬並びに給与の収入について複数から支払いがあった場合、個別に内訳を記載する。

- オ 固定資産については、町外に保有している分についても資産等報告書に記載する。



### 補聴器無料相談会

補聴器販売店が無料相談会をおこないます。

◆日時	10月13日(金)、11月10日(金) 12月8日(金)
すべて午前11時～正午	
場所	住民センター (役場併設)
問合せ	福祉課 電話26-11241

◆弁護士による無料法律出張相談を始めます
11月から住民センターで無料法律出張相談をおこないます。
※1人当たり30分間、要予約(要予約券)
◆日時

◆災害で国税の申告、申請、請求、納税などを期限までにできないときは、期限の延長や納税の猶予ができる場合があります。詳しい内容は、福岡国税局ホームページで確認するか最寄りの税務署にお尋ねください。
◆相談内容
民事・刑事・消費・交通事故などに関する法律相談(無料)
◆申込み・問合せ

◆くらし・行政困りごと相談所の開設
※相談無料、予約不要、1機関
◆日時
11月2日(木) 午前10時30分～午後2時30分
◆場所
田川市役所1階 大会議室

◆くらし・行政困りごと相談所の開設
※相談無料、予約不要、1機関
◆日時
11月2日(木) 午後1時～午後4時
◆場所
住民センター2階

◆くらし・行政困りごと相談所の開設
※相談無料、予約不要、1機関
◆日時
11月2日(木) 午前10時30分～午後2時30分
◆場所
田川市役所1階 大会議室

◆くらし・行政困りごと相談所の開設
※相談無料、予約不要、1機関
◆日時
11月2日(木) 午後1時～午後4時
◆場所
住民センター2階

◆くらし・行政困りごと相談所の開設
※相談無料、予約不要、1機関
◆日時
11月2日(木) 午前10時30分～午後2時30分
◆場所
田川市役所1階 大会議室

◆くらし・行政困りごと相談所の開設
※相談無料、予約不要、1機関
◆日時
11月2日(木) 午前10時30分～午後2時30分
◆場所
住民センター2階

◆くらし・行政困りごと相談所の開設
※相談無料、予約不要、1機関
◆日時
11月2日(木) 午前10時30分～午後2時30分
◆場所
住民センター2階

◆くらし・行政困りごと相談所の開設
※相談無料、予約不要、1機関
◆日時
11月2日(木) 午前10時30分～午後2時30分
◆場所
住民センター2階

◆くらし・行政困りごと相談所の開設
※相談無料、予約不要、1機関
◆日時
11月2日(木) 午前10時30分～午後2時30分
◆場所
住民センター2階

◆くらし・行政困りごと相談所の開設
※相談無料、予約不要、1機関
◆日時
11月2日(木) 午前10時30分～午後2時30分
◆場所
住民センター2階

◆くらし・行政困りごと相談所の開設
※相談無料、予約不要、1機関
◆日時
11月2日(木) 午前10時30分～午後2時30分
◆場所
住民センター2階

◆くらし・行政困りごと相談所の開設
※相談無料、予約不要、1機関
◆日時
11月2日(木) 午前10時30分～午後2時30分
◆場所
住民センター2階

◆くらし・行政困りごと相談所の開設
※相談無料、予約不要、1機関
◆日時
11月2日(木) 午前10時30分～午後2時30分
◆場所
住民センター2階

◆くらし・行政困りごと相談所の開設
※相談無料、予約不要、1機関
◆日時
11月2日(木) 午前10時30分～午後2時30分
◆場所
住民センター2階

◆くらし・行政困りごと相談所の開設
※相談無料、予約不要、1機関
◆日時
11月2日(木) 午前10時30分～午後2時30分
◆場所
住民センター2階

◆くらし・行政困りごと相談所の開設
※相談無料、予約不要、1機関
◆日時
11月2日(木) 午前10時30分～午後2時30分
◆場所
住民センター2階

◆くらし・行政困りごと相談所の開設
※相談無料、予約不要、1機関
◆日時
11月2日(木) 午前10時30分～午後2時30分
◆場所
住民センター2階

◆くらし・行政困りごと相談所の開設
※相談無料、予約不要、1機関
◆日時
11月2日(木) 午前10時30分～午後2時30分
◆場所
住民センター2階

◆くらし・行政困りごと

# やすらぎ

社会福祉協議会では寄せられた一般の募金や、香典返し、赤い羽根共同募金配分金により糸田町の地域福祉事業をおこなっています。寄付は社会福祉協議会事務局で受け付けています。

## 寄付・贈り物の受付先

糸田町社会福祉協議会 糸田町社会福祉センター内(役場横)  
電話26-4540 FAX26-3666



## 赤い羽根共同募金事業紹介 親子ふれあい野外映写会

9月2日に町民グラウンドで実施した、親子ふれあい野外映写会で「シング」を上映しました。今年は天候に恵まれ、普段より多くの参加をいただきました。ボランティアでご協力・ご参加いただいた皆さん、イベントを盛り上げていただき感謝いたします。

**赤い羽根共同募金  
活動がはじまります**

じぶんの町を良くするしくみ



10月1日から12月末まで赤い羽根  
共同募金運動が始まり、街頭募金や  
啓発活動をおこないます。一人ひとり  
の小さな力が集まると大きな力に  
なります。今年の戸別募金は、10月中旬以降に  
ご案内します。応援よろしくお願ひします。



<https://www.fukushi-work.jp>

- ◆ 受付時間
  - ◆ 参加対象者
  - ◆ 問合せ
  - ◆ 求人情報
- 筑豊地区福祉人材バンク  
(飯塚市社会福祉協議会内)  
電話0948-23-2210  
「福祉のお仕事」  
<https://www.fukushi-work.jp>
- ※筆記用具を持参してください。

## お知らせ

### 児童館10月のお知らせ

- ◆ 休館日  
毎週月曜日、10日(火)
- ◆ 開館時間  
午前10時～午後6時  
※小学生未満のお子さんは保護者と一緒に来てください。



## 福祉の職場 ホリデイガイダンス& 求人・求職就職面談会

福祉の仕事への関心を深めるために面談会が開催されます。試験面接ではなく、求職への登録や求人情報の労働条件・施設概要を直接聞く面談です。

◆ 日時  
10月14日(土)  
午後1時～午後4時

◆ 受付時間  
午後12時30分～午後3時30分  
※会場に直接来場してください。

◆ 場所  
立岩公民館4階  
大研修室(飯塚市)

◆ 参加対象者  
施設・事業所に就職希望者および平成30年3月末卒業見込みの学生

◆ 問合せ  
※筆記用具を持参してください。

## 若年性認知症の電話無料相談

◆ 電話0800-100-2707 (年末年始・祝日除く)  
月曜日～土曜日 午前10時～午後3時

認知症は高齢者に多い病気ですが、年齢が若くても発症することがあります。働き盛りの世代での発症は本人だけでなく、家族の生活にも影響します。

専門教育を受けた相談員が対応し、個人情報も厳守します。気軽に問合せください。

◆ 関連ホームページ 若年性認知症コールセンター  
<http://y-ninchisyotel.net/>



# 健康ひろば

kenkouhiroba  
日々の暮らしに役立つ健康だより



## 健康寿命をのばそう!! 健康まつり

■問合せ 糸田町保健センター 電話49-9020

日時 / 11月12日(日)

午前10時～

午後4時

場所 / 町民体育館

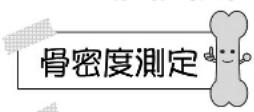
参加者には  
介護ポイント 100ポイント

スケジュール

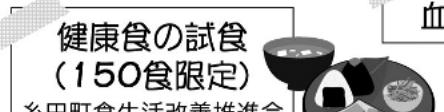
午前10時	開場	各種測定開始
午前11時		健康食の試食 ※試食はなくなり次第終了
正午		
午後1時		
午後2時		
午後3時		
午後4時	閉会	



今年新しく導入するのは「血管年齢」と「ストレス測定器」  
血流をみて、血管の年齢とストレス度調べることができます。



新  
血管年齢 & ストレス測定



健康食の試食  
(150食限定)  
糸田町食生活改善推進会



脳の健康チェック  
福岡県認知症医療  
センター  
見立病院スタッフ

足筋力測定

各種教室の展示

健康まつり  
町民体育館

児童館  
文化会館

今年の健康まつりは  
“いいばい とっても だいすき祭”でおこないます。

会場配置図

◆ 1500種中、食用可能なキノコはわずか300種  
秋になるとキノコ狩りなどのレジャーもありますが、これから食べ物がおいしくなる季節です。代表的なものの1つがキノコ類です。日本には約1500種のキノコがあり、食用可能なキノコは約300種、市販されているのは20種と言われています。毒キノコと分かっているものは約30種、残りの多くは毒なのか、食用なのかも不明です。キノコによる食中毒は、意識障害、不整脈、循環器障害、嘔吐、下痢、腹痛などの消化器障害などがあります。症状が現れるのに早くして30分程度、遅いものは24時間かかる場合もあります。が入っていたケースもあります。

◆ 「食欲の秋」昔からよく使われる言葉ですが、これから食べ物がおいしくなる季節です。代表的なものの1つがキノコ類ですね。キノコと言つてもどれでも食べられるわけではありません。店頭に並べてある中に毒キノコが入っていたケースもあります。

◆ 「二ラ」と「スイセン」を間違えて食べたりした場合と時刻、食べた場合は調理方法・摂取量・一緒に食べたりなどを把握しておきましょう。毒キノコを食べた場合はまづ吐き出し、意識がない、けいれんを起こしている場合は、救急車で医療機関を受診してください。

◆ 二ラとスイセン

二ラとスイセンを間違えて食べたりした場合と時刻、食べた場合は調理方法・摂取量・一緒に食べたりなどを把握しておきましょう。毒キノコを食べた場合はまづ吐き出し、意識がない、けいれんを起こします。スイセンは葉が二ラに、球根が玉ねぎや山菜のノビルに似ており、食中毒は4月から12月に多く発生します。スイセンは毒性が強く、特に球根は10グラムで致死量に達し、海外では死亡例もあります。食べて30分程度で吐き気や、下痢、発汗、頭痛などを起こします。何か症状があれば、医療機関へ受診してください。

◆ 予防と対策

知らないキノコは食べない。キノコを採取した場合は、採取した場所と時刻、食べた場合は調理方法・摂取量・一緒に食べたりなどを把握しておきましょう。毒キノコを食べた場合はまづ吐き出し、意識がない、けいれんを起こしている場合は、救急車で医療機関を受診してください。



■ 問合せ 糸田町立緑ヶ丘病院 電話26-0111

要注意！





# 第1回 筑豊フリーマーケット in道の駅いとだ

**お宝  
あるかも!**

**約30店舗  
が出店!**

**10月29日(日)** 午前10時～午後4時  
プラザイベントスペースで開催

**出店者募集中です!**  
出店料 1,000円  
※定員になり次第受付終了となります。

アクセサリー・小物・レトロ雑貨・生活雑貨・靴・バッグ・古着・ベビー服・陶器などなど…

## 開駅6周年を記念して おじゅごんち市場 道の駅いとだ秋の2大まつり

新駅長の就任を記念して

### 第1回 食べ歩きイベント 筑豊マルシェ in道の駅いとだ

日時 **11月19日(日)**  
午前10時～午後4時 雨天決行  
プラザイベントスペースで開催

**おやじバンド「CANDY」  
がやって来る!**  
時間 午前11時30分  
演奏曲 1960年～1970年のポップス

食べ歩いて  
最高な一品を!!  
食を楽しもう!

筑豊地域で元気に頑張っている  
食品メーカーを中心に出店します。

こだわりの商品を  
イチオシレシピで  
おすすめします！

20店舗以上  
参加予定

●問合せ 道の駅いとだ 田川郡糸田町162番地4 電話26-2115 <http://www.michinoekiitoda.jp> ●

9月  
2日 糸田っ子からの嬉しい報告



9月2日、北九州市のウェルとばたで第39回少年の主張福岡県大会が開催されました。

県内各地から選ばれた中学生16人のうち、田川地区代表として糸田町の原隼介くん(中2)が出席しま



した。糸田祇園山笠を通して感じた地域への思いや人との関わりなどを堂々と発表し、優秀賞という結果を収めました。原くんは「たくさんの人に支えられて嬉しかったです」と話しました。

●第38回游墨書道会展●

8月  
25日～27日 大人顔負けの力作256点集まる

隣保館子ども書道教室に通う小・中学生が、8月25日～27日にイイヅカコスモスコモンでおこなわれた游墨書道会展で入賞しました。結果は次のとおりです(敬称略)。

【学童の部(半切り1/4)】

- ◆特別賞：木村奈津希(中3)、宮井 茉奈(小6)、  
清水 菜智(小5)、前田 美結(小4)、  
品川 舞羽(小4)、宮井 莉子(小4)

【学童の部(半紙)】 ◆西日本新聞社賞：清水 菜智(小5)

- ◆春瑠書道会会長賞：福澤 莓香(小2)

- ◆伊織書道会会長賞：臺 弥咲希(小4)

- ◆特 別 賞：廣末 光亮(小3)



●糸田町消防団操法大会●

9月  
3日 日頃からの備えがあれば



9月3日、糸田町消防団操法大会が町民体育館横でおこなわれました。第9回目になる本年度は、第1分団、第1分団2部、第2分団、第3分団が参加。各分団の選抜選手4人を中心に優勝に向け操法を繰り広げました。今大会のテーマは「節度」。各分団ともに密度の濃い訓練を重ね、これまでの知識や経験を継承した、レベルの高い大会になりました。結果は、太田久穂分団長率いる第1分団(指揮者：島本団員／1番員：門脇団員／2番員：高橋団員／3番員：久具団員)が見事優勝しました。

# いとだ祭

ITODA FESTIVAL 2017 ITODA FESTIVAL 2017 ITODA FESTIVAL 2017



**11月11日(土)・12日(日)**

# 演芸各種展示 文化会館 各種展示 町民体育館



11/11(土) ◆午前9時30分～  
少年の主張大会  
◆午後1時～  
人材バンク講座演芸

11/12(日) ◆午前10時～

11/12日 ◆午前10時～  
総合演芸

▼出店協力機関▼

ポップコーン(商工会)／野菜・おにぎり・お寿し・揚げたこ焼き・お菓子・  
わたあめ(日のみ ふれあい市)／赤飯・おにぎり・味噌・健康レストラン(食  
生活改善推進会)／うどん・ハンバーグ・パンケーキ(和太鼓たぎり)／抹  
茶・お菓子・コーヒー・ケーキ・陶芸実演(文化連盟)／チョコつかみ取  
り(実行委員会)／にぎり天・焼鳥・ポン菓子(浜春・山内・道の駅いとだ)

いとだ祭は12日午後4時で終了、閉会式はありません。

当日都合により会場や時間、出店内容が変更になる場合があります。

問合せ／教務課 社会教育係 電話26-0038